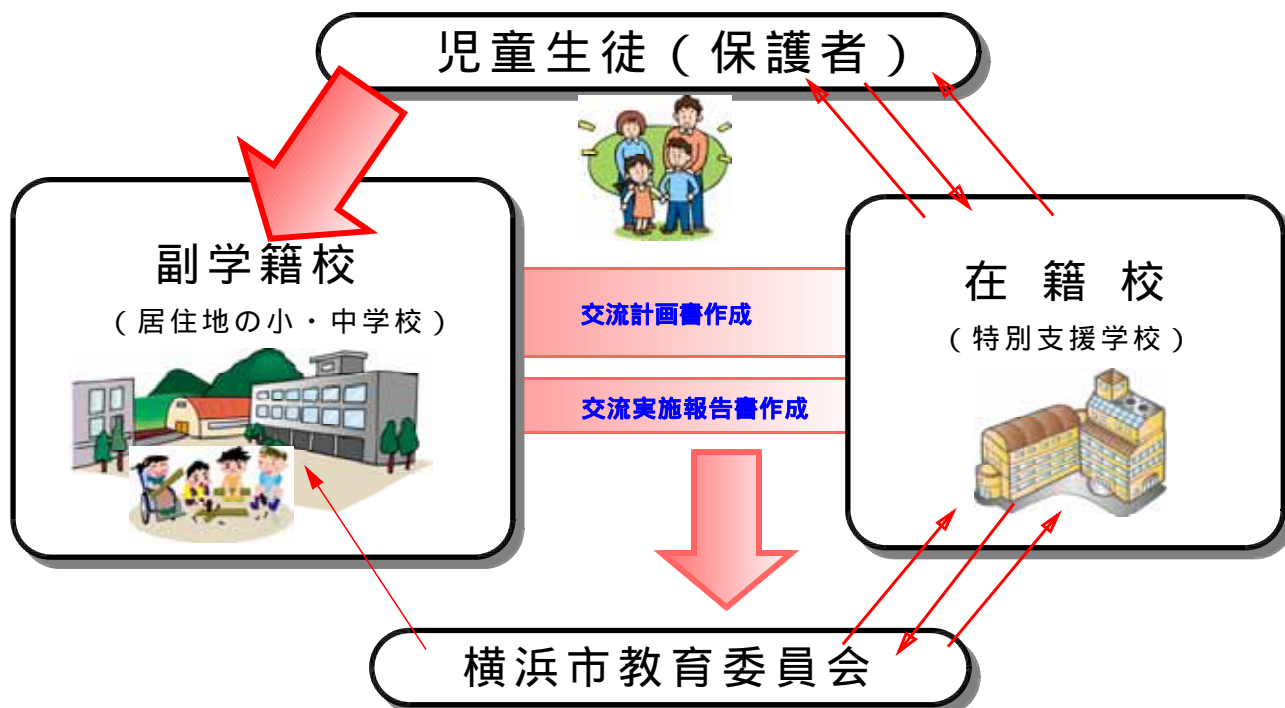


2 副学籍による交流教育実施の流れについて

(1) 副学籍による交流教育実施の流れ



副学籍による交流教育を進める上での主な流れは次のようになります。

横浜市教育委員会は、副学籍による交流教育推進「案内リーフレット」等の必要書類を在籍校あてに送付する。

在籍校は、「案内リーフレット」等を保護者に説明・配布する。

保護者は、居住地等の小・中学校に副学籍を置き、交流教育を希望する場合、在籍校に意向を申し出る。

在籍校は、希望する児童生徒について、教育委員会あてに連絡する。 1号様式

教育委員会は、在籍校からの連絡を受け、希望する児童生徒の居住地等の小・中学校に対し、副学籍校の指定通知を行う。 2号様式

教育委員会は、在籍校に対し、副学籍校の指定について連絡する。 3号様式

在籍校は、教育委員会から送付された保護者あての指定通知書を保護者に手渡す。 4号様式

副学籍校及び在籍校は、当該児童生徒の「個別の教育支援計画」や副学籍校内の児童生徒の交流目標等に基づいて副学籍による交流教育の実施について協議し、在籍校は「副学籍による交流教育計画書」を作成、教育委員会に送付する。 5号様式

副学籍校及び在籍校は、「副学籍による交流教育計画書」に基づき、交流教育を開始する。

在籍校と副学籍校は、年度末に協議し、在籍校は「副学籍による交流教育実施報告書」を作成し、教育委員会に報告する。 6号様式

副学籍による交流教育 / 概念図

横浜市障害児教育プラン重点施策事業

横浜教育ビジョン推進プログラム重点事業

居住地の小・中学校に「副学籍」を置き、
より計画的で実りのある交流教育を充実します。

